

## 12-5 国際日本学部「教科及び教科の指導法に関する科目」 履修方法と留意事項

### ① 取得できる教員免許状

日本文化学科は、中学校教諭一種「国語」・高等学校教諭一種「国語」の教員免許を、歴史民俗学科は中学校教諭一種「社会」・高等学校教諭一種「地理歴史」の教員免許を取得できます。

これまでの各自治体における教員採用試験出願条件や中高一貫校制度の導入を考慮すると、教職を志す学生は、「中学校」と「高等学校」両方の免許を取得することが望めます。

なお、自学科で免許取得ができない国際文化交流学科の学生で、教員免許取得を希望する場合は、教職課程支援室に申し出てください。

### ② 必要な科目と単位数

教員免許取得のためには、「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」、「大学が独自に設定する科目」、「66条の6に定める科目」の必要単位を修得しなければなりません。「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」及び「大学が独自に設定する科目」の合計が59単位以上になるように履修してください。

「教科及び教科の指導法に関する科目」

国際日本学部 日本文化学科 中学校一種 国語（2020年度入学者から適用）

施行規則に規定される科目区分	法定最低修得単位数	本学における開設授業科目名	単位	必選区分	配当年次	注1 本学で修得すべき単位数	注2 教育実習要件単位	
教科に関する専門的事項	1以上	国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む。)	日本語学概論	2	○◎	1	6以上	24以上 (1、2年次配当の必修科目すべての修得を含む)
		日本語表現法	2	○◎	2			
		日本語音声学	2	○◎	2			
		日本語文法論A	2		2			
		日本語文法論B	2		2			
		日本語語彙論	2		2			
		日本語史	2		2			
		日本語学特講	2		2			
		日本語学演習A I	2		3			
		日本語学演習A II	2		3			
		日本語学演習B I	2		3			
	日本語学演習B II	2		3				
	1以上	国文学(国文学史を含む。)	日本文学概論A	2	○◎	1	8以上	
		日本文学概論B	2	○◎	1			
		日本文学史A	2	○◎	2			
		日本文学史B	2	○◎	2			
		日本古典文学特講	2		2			
		日本近代文学特講	2		2			
		日本文学演習A I	2		3			
		日本文学演習A II	2		3			
		日本文学演習B I	2		3			
		日本文学演習B II	2		3			
		1以上	漢文学	漢文学A	2	○◎		
	漢文学B		2	○◎	2			
	1以上	書道(書写を中心とする。)	書道 I	2	○◎	2	4	
			書道 II	2	○◎	2		
	各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	8以上	教科教育法 I(国語)	2	○◎	2	8	
教科教育法 II(国語)			2	○◎	2			
教科教育法 III(国語)			2	○	3			
教科教育法 IV(国語)			2	○	3			
法定最低修得単位数合計	28以上	本学で修得すべき単位数合計			30以上			

【備考】

1. 必選区分欄の○印は必修科目を示す。◎印は教育実習に出るための条件を満たすために、3年次終了までに修得が必要な科目を示す。
2. 授業科目の配当期は、各学部履修要覧の教育課程表を参照すること。

【注1. 一種免許状を取得するために本学で修得すべき単位数】

1. 「教科及び教科の指導法に関する科目」については、必修科目及び「施行規則に規定される科目区分」ごとに定められた単位を含めて**30単位以上**を修得しなければならない。
2. 「教科及び教科の指導法に関する科目」と合わせて、「教育の基礎的理解に関する科目等」(P.16)及び「大学が独自に設定する科目」(P.18)から合計**59単位以上**を修得しなければならない。
3. 「66条の6に定める科目」(P.19)について、**8単位以上**を修得しなければならない。

【注2. 教育実習に出るための条件】

1. 「教科に関する専門的事項」について、◎印の1、2年次配当の必修科目をすべて修得し、かつ合計**24単位以上**を修得しなければならない。
2. 「各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)」について、**4単位以上**を修得しなければならない。
3. その他の条件については、P. 22 6. 「教育実習」の履修方法 (9)教育実習に出るための条件 を参照すること。

「教科及び教科の指導法に関する科目」

国際日本学部 日本文化学科 高等学校一種 国語（2020年度入学者から適用）

施行規則に規定される科目区分	法定最低修得単位数	本学における開設授業科目名	単位	必選区分	配当年次	注1 本学で修得すべき単位数	注2 教育実習要件単位	
教科に関する専門的事項	国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む。)	日本語学概論	2	○◎	1	6以上	24以上（1、2年次配当の必修科目すべての修得を含む）	
		日本語表現法	2	○◎	2			
		日本語音声学	2	○◎	2			
		日本語文法論A	2		2			
		日本語文法論B	2		2			
		日本語彙論	2		2			
		日本語史	2		2			
		日本語学特講	2		2			
		日本語学演習A I	2		3			
		日本語学演習A II	2		3			
		日本語学演習B I	2		3			
		日本語学演習B II	2		3			
		国文学(国文学史を含む。)	1以上	日本文学概論A	2			○◎
	日本文学概論B			2	○◎	1		
	日本文学史A			2	○◎	2		
	日本文学史B			2	○◎	2		
	日本古典文学特講			2		2		
	日本近代文学特講			2		2		
	日本文学演習A I			2		3		
	日本文学演習A II			2		3		
	日本文学演習B I			2		3		
	日本文学演習B II	2		3				
	漢文学	1以上	漢文学A	2	○◎	2		4
			漢文学B	2	○◎	2		
	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	4以上	教科教育法Ⅰ（国語）	2	○◎	2		8
			教科教育法Ⅱ（国語）	2	○◎	2		
教科教育法Ⅲ（国語）			2	○	3			
教科教育法Ⅳ（国語）			2	○	3			
法定最低修得単位数合計	24以上	本学で修得すべき単位数合計			26以上			

【備考】

1. 必選区分欄の○印は必修科目を示す。◎印は教育実習に出るための条件を満たすために、3年次終了までに修得が必要な科目を示す。
2. 授業科目の配当期は、各学部履修要覧の教育課程表を参照すること。

【注1. 一種免許状を取得するために本学で修得すべき単位数】

1. 「教科及び教科の指導法に関する科目」については、必修科目及び「施行規則に規定される科目区分」ごとに定められた単位を含めて**26単位以上**を修得しなければならない。
2. 「教科及び教科の指導法に関する科目」と合わせて、「教育の基礎的理解に関する科目等」（P.16）及び「大学が独自に設定する科目」（P.18）から合計**59単位以上**を修得しなければならない。
3. 「66条の6に定める科目」（P.19）について、**8単位以上**を修得しなければならない。

【注2. 教育実習に出るための条件】

1. 「教科に関する専門的事項」について、◎印の1,2年次配当の必修科目をすべて修得し、かつ合計**24単位以上**を修得しなければならない。
2. 「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」について、**4単位以上**を修得しなければならない。
3. その他の条件については、P.22 6.「教育実習」の履修方法（9）教育実習に出るための条件を参照すること。

「教科及び教科の指導法に関する科目」

国際日本学部 歴史民俗学科 中学校一種 社会（2020年度入学者から適用）

施行規則に規定される科目区分	法定最低修得単位数	本学における開設授業科目名	単位	必選区分	配当年次	注1 本学で修得すべき単位数	注2 教育実習要件単位	
教科に関する専門的事項	1以上	日本史・	日本史概論	2	○ ◎	1	2以上	24以上（1、2年次配当の必修科目すべての修得を含む）
		日本の古代	2		1			
		日本の中世	2		1			
		日本の近世	2		1			
		日本の近代	2		1			
		日本の現代	2		1			
		日本の美術	2		1			
		日本の社会史A	2		2・3・4			
		日本の社会史B	2		2・3・4			
		日本のジェンダー史	2		2・3・4			
		歴史考古	2		2・3・4			
		歴史史料実習(古代)	2		2・3・4			
		歴史史料実習(中世)	2		2・3・4			
		歴史史料実習(近世)	2		2・3・4			
	歴史史料実習(近現代)A	2		2・3・4				
	歴史史料実習(近現代)B	2		2・3・4				
	外国史	1以上	外国史概論A	2	○ ◎	1	4以上	
			外国史概論B	2	○ ◎	1		
			東アジアの交流史A	2		2・3・4		
			東アジアの交流史B	2		2・3・4		
	地理学(地誌を含む。)	1以上	人文地理学概論	2	○ ◎	1	6以上	
			自然地理学概論	2	○ ◎	1		
			地誌学概論	2	○ ◎	1		
			歴史地理	2		2・3・4		
	「法学、政治学」	1以上	政治学概論	2	○ ◎	1	2以上	
			文化創生概論	2		1		
文化遺産論			2		1			
文化政策論			2		2・3・4			
「社会学、経済学」	1以上	社会学概論	2	○ ◎	1	2以上		
		民俗学概論	2		1			
		文化人類学概論	2		1			
		東アジアの民俗	2		1			
「哲学、倫理学、宗教学」	1以上	社会の民俗	2		1	2以上		
		比較思想論	2		1・2・3・4			
		国際倫理学	2		1・2・3・4			
		宗教学概論	2	○ ◎	1			
各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	8以上	国際宗教学論	2		1・2・3・4	8		
		教科教育法Ⅰ(社会)	2	○ ◎	2			
		教科教育法Ⅱ(社会)	2	○ ◎	2			
		教科教育法Ⅲ(社会)	2	○	3			
教科教育法Ⅳ(社会)	2	○	3					
法定最低修得単位数合計	28以上	本学で修得すべき単位数合計			28以上			

【備考】

1. 必選区分欄の○印は必修科目を示す。◎印は教育実習に出るための条件を満たすために、3年次終了までに修得が必要な科目を示す。
  2. 授業科目の配当期は、各学部履修要覧の教育課程表を参照すること。
- 【注1. 一種免許状を取得するために本学で修得すべき単位数】
1. 「教科及び教科の指導法に関する科目」については、必修科目及び「施行規則に規定される科目区分」ごとに定められた単位を含めて**28単位以上**を修得しなければならない。
  2. 「教科及び教科の指導法に関する科目」と合わせて、「教育の基礎的理解に関する科目等」(P.16)及び「大学が独自に設定する科目」(P.18)から合計**59単位以上**を修得しなければならない。
  3. 「66条の6に定める科目」(P.19)について、**8単位以上**を修得しなければならない。
- 【注2. 教育実習に出るための条件】
1. 「教科に関する専門的事項」について、◎印の1,2年次配当の必修科目をすべて修得し、かつ合計**24単位以上**を修得しなければならない。
  2. 「各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)」について、**4単位以上**を修得しなければならない。
  3. その他の条件については、P.22 6.「教育実習」の履修方法(9)教育実習に出るための条件を参照すること。

「教科及び教科の指導法に関する科目」

国際日本学部 歴史民俗学科 高等学校一種 地理歴史 (2020年度入学者から適用)

施行規則に規定される科目区分	法定最低修得単位数	本学における開設授業科目名	単位	必選区分	配当年次	注1 本学で修得すべき単位数	注2 教育実習要件単位				
教科に関する専門的事項	1以上	日本史概論	2	○ ◎	1	2以上	24以上 (1、2年次配当の必修科目すべての修得を含む)				
		日本の古代	2		1						
		日本の中世	2		1						
		日本の近世	2		1						
		日本の近代	2		1						
		日本の現代	2		1						
		日本の美術	2		1						
		日本の社会史A	2		2・3・4						
		日本の社会史B	2		2・3・4						
		日本のジェンダー史	2		2・3・4						
		歴史考古	2		2・3・4						
		歴史史料実習(古代)	2		2・3・4						
		歴史史料実習(中世)	2		2・3・4						
		歴史史料実習(近世)	2		2・3・4						
		歴史史料実習(近現代)A	2		2・3・4						
歴史史料実習(近現代)B	2		2・3・4								
外国史	1以上	外国史概論A	2	○ ◎	1	4以上	24以上 (1、2年次配当の必修科目すべての修得を含む)				
		外国史概論B	2	○ ◎	1						
		東アジアの交流史A	2		2・3・4						
		東アジアの交流史B	2		2・3・4						
人文地理学・自然地理学	1以上	人文地理学概論	2	○ ◎	1	4以上		24以上 (1、2年次配当の必修科目すべての修得を含む)			
		自然地理学概論	2	○ ◎	1						
		歴史地理	2		2・3・4						
地誌	1以上	地誌学概論	2	○ ◎	1	2			24以上 (1、2年次配当の必修科目すべての修得を含む)		
各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	4以上	教科教育法Ⅰ(地理歴史)	2	○ ◎	3	4				4	
		教科教育法Ⅱ(地理歴史)	2	○ ◎	3						
法定最低修得単位数合計	24以上	本学で修得すべき単位数合計			24以上						

【備考】

1. 必選区分欄の○印は必修科目を示す。◎印は教育実習に出るための条件を満たすために、3年次終了までに修得が必要な科目を示す。
2. 授業科目の配当期は、各学部履修要覧の教育課程表を参照すること。

【注1. 一種免許状を取得するために本学で修得すべき単位数】

1. 「教科及び教科の指導法に関する科目」については、必修科目及び「施行規則に規定される科目区分」ごとに定められた単位を含めて**24単位以上**を修得しなければならない。
2. 「教科及び教科の指導法に関する科目」と合わせて、「教育の基礎的理解に関する科目等」(P.16)及び「大学が独自に設定する科目」(P.18)から合計**59単位以上**を修得しなければならない。
3. 「66条の6に定める科目」(P.19)について、**8単位以上**を修得しなければならない。

【注2. 教育実習に出るための条件】

1. 「教科に関する専門的事項」について、◎印の1、2年次配当の必修科目をすべて修得し、かつ合計**24単位以上**を修得しなければならない。
2. 「各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)」について、**4単位**を修得しなければならない。
3. その他の条件については、P.22 6. 「教育実習」の履修方法 (9)教育実習に出るための条件 を参照すること。